

指宿市宿泊税の制度設計（案） 補足資料

令和 7 年 2 月 7 日開催 第 5 回指宿市魅力ある観光地づくり財源検討委員会

定率における宿泊税の算出方法

1

宿泊税の算出方法

宿泊料金（※）【100円未満切り捨て】 × 2%
（＝課税標準額）

宿泊料金（※）：素泊まり料金とそれにかかるサービス料
宿泊料金に含まれないもの：消費税や入湯税等の税，宿泊以外のサービスに相当する料金（例：食事代，会議室の利用代）

（例）1泊2食付で15,000円（宿泊税込，消費税込）を自社サイト又は電話予約等により直接販売する場合。
※ただし，食事代を宿泊料金から分離できない場合について

①宿泊料金総額 （税込，食事代込）	②食事代 （税込） （①×0.2×1.1）	③課税標準 （税抜，食事代抜） ※100円未満切り捨て	④宿泊税額 （③×0.02）
15,000円	3,300円	10,400円 (15,000 - 3,300) ÷ 1.12	208円

※食事代を宿泊料金から分離できない場合の食事代の取扱い
宿泊者が宿泊施設に支払うべき額の10%を1食の食事代とする（2食なら20%）
※宿泊料金総額から食事代（税込）を控除後に課税標準を算出する

税込販売時における宿泊税額早見表

【食事代等（手引7P、8Pにある、「宿泊料金に含まれないもの」）を除く場合】

売価	素泊まり	消費税	宿泊税
3,000	2,680	268	52
3,100	2,769	277	54
3,200	2,859	285	56
3,300	2,948	294	58
3,400	3,037	303	60
3,500	3,126	312	62

売価	素泊まり	消費税	宿泊税
8,600	7,680	768	152
8,700	7,769	777	154
8,800	7,859	785	156
8,900	7,948	794	158
9,000	8,037	803	160
9,100	8,126	812	162

売価	素泊まり	消費税	宿泊税
14,200	12,680	1,268	252
14,300	12,769	1,277	254
14,400	12,859	1,285	256
14,500	12,948	1,294	258
14,600	13,037	1,303	260
14,700	13,126	1,312	262

6,000円未満を課税免除とした場合のシミュレーション

2

定額：試算5 **6千円未満** **課税免除** 6千円以上2万円未満200円, 2万円以上500円

宿泊料金	宿泊税額	R5宿泊客数	宿泊税納入額	特別徴収交付金 (3.5%)
2万円以上	500円	36,716人	18,358,000円	642,530円
6千円以上2万円未満	200円	418,511人	83,702,200円	2,929,577円
6千円未満	0円	24,420人	0円	0円
合 計		479,647人	102,060,200円	3,572,107円

定率（2%）：試算6 **6千円未満** **課税免除**

宿泊料金	宿泊税率	R5宿泊客数	宿泊税納入額	特別徴収交付金 (3.5%)
6千円以上	2%	455,227人	131,018,291円	4,585,640円
6千円未満	—	24,420人	0円	0円
合 計		479,647人	131,018,291円	4,585,640円